

桜川市 妊婦初回産科受診費用助成事業

妊娠おめでとうございます。

桜川市では、妊婦に対する経済的負担を軽減するため
初回産科受診料を助成します。



助成の対象者

妊娠判定のため医療機関を受診した時点で、桜川市に住所を有し
以下のいずれかに該当する方（世帯の課税状況の確認をします。）

- ①住民税非課税世帯の妊婦
- ②生活保護世帯の妊婦



助成の内容

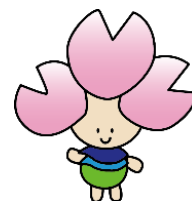
令和5年7月1日以降に受診した初回の産科受診料を1万円を上限に
助成します。

※ 当該妊娠にかかる医療機関での1回の受診が対象です。

必要書類

- ①初回産科受診費用助成事業申請書兼請求書
- ②産科受診時に医療機関から発行された領収書の原本
- ③振込先口座番号を確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）

※ 受診日から1年以内に申請してください。



妊娠が確定した後も安心安全な出産、子育てに向けてご相談
に応じます。

【お問い合わせ・申請先】

子育て世代包括支援センター さくらっこ（岩瀬庁舎健康推進課内）
住所：桜川市岩瀬64-2 TEL 0296-75-3159